

1-4. その他賃貸住宅等の建設事業

その他賃貸住宅方式

市町村が単独で行う住宅等建設事業において、公社が建設し、完成後は公社が所有者となり、償還は割賦により行い、償還完了日をもって市町村に所有権を移転する建設方式です。
※建物の計画・設計、建設工事の発注、工事監理・検査まで責任を持って行います。

買取方式との違い

- ・所有者は市町村ではなく、住宅供給公社になります。
- ・契約方法は賃借契約となります。償還金額は賃借料として、償還金、公租公課及び損害保険料、建設経過利息等に相当する金額の合計とします。

その他賃貸住宅方式のメリット

- ・公社の割賦払いの利用で建設年度財政負担を抑えることができ、予算の平準化が図れます。
- ・工事の発注時期は交付申請時期や議会日程に拘束されません。
- ・交付金に頼らないため、交付金の与条件の制約を受けません。
- ・設計仕様の選択範囲が広がるので、設計仕様によって事業費を抑えることができます。
- ・公社が事業を代行するため、市町村担当者の業務量を大幅に削減することができます。

償還方法

- 採用金利 事業費確定時点における財務省の財政融資資金の利率を採用を基本として協議いたします。
- 償還方法 元利均等方式 年1回払い
- 償還期間 最長25年以下